八　街　市　長　選　挙
八街市議会議員補欠選挙　選挙長告示第１号

令和８年１１月２２日執行の八街市長選挙及びこれと同時に行う八街市議会議員補欠選挙における選挙立会人について公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７６条において準用する同法第６２条第２項、第４項又は第５項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和８年１１月１５日

八　街　市　長　選　挙　選　挙　長　　篠塚　信幸

八街市議会議員補欠選挙選挙長　　篠塚　信幸

１　八街市長選挙

区　　分	場　　所	日　　時
公職選挙法第７６条において準用する 同法第６２条第２項の規定によるくじ	八　街　市　役　所　内 八街市選挙管理委員会	１１月１９日 午後５時３０分
公職選挙法第７６条において準用する 同法第６２条第４項の規定によるくじ	八　街　市　役　所　内 八街市選挙管理委員会	１１月１９日 午後５時５０分
公職選挙法第７６条において準用する 同法第６２条第５項の規定によるくじ	八　街　市　役　所　内 八街市選挙管理委員会	事実発生の都度

２　八街市議会議員補欠選挙

区　　分	場　　所	日　　時
公職選挙法第７６条において準用する 同法第６２条第２項の規定によるくじ	八　街　市　役　所　内 八街市選挙管理委員会	１１月１９日 午後５時４０分
公職選挙法第７６条において準用する 同法第６２条第４項の規定によるくじ	八　街　市　役　所　内 八街市選挙管理委員会	１１月１９日 午後６時００分
公職選挙法第７６条において準用する 同法第６２条第５項の規定によるくじ	八　街　市　役　所　内 八街市選挙管理委員会	事実発生の都度